

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を実施しましたので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 安川 勝

平成27年度 定期監査等結果報告書（第2次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
税 務 課	平成27年11月24日～11月27日	平成27年12月25日
人 事 課	平成27年12月14日～12月16日	平成28年 1月21日
総 務 課	平成27年12月17日～12月21日	平成28年 1月21日
選 挙 管 理 委 員 会	平成27年12月17日～12月21日	平成28年 1月21日
秘 書 課	平成27年12月22日～12月24日	平成28年 1月25日
行 革 財 政 課	平成28年 1月 5日～ 1月 6日	平成28年 1月25日
出 納 室	平成28年 1月15日～ 1月18日	平成28年 1月25日
収 税 課	平成28年 1月 7日～ 1月12日	平成28年 1月26日
議 会 事 務 局	平成28年 1月13日～ 1月14日	平成28年 1月26日

2. 監査の対象事項

平成26年度の財務等に関する事務。

3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 安川 勝

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるもの、早期に是正改善することが必要と判断されるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めるものや意見・要望としたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【出納室】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 伝票等処理について

① 同種の物品購入について、ほぼ同時期に同一業者に分割して発注している事例が見受けられた。

・目隠しシールアート 36,720円×3回 他1件